

○警備業法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領の制定について（通達）

（平成19年3月27日 岡生企第253号警察本部長例規）

改正 平成21年3月岡務第195号	平成22年3月第260号
令和元年6月28日岡務第522号	令和元年12月12日岡生企第812号、岡交企第570号、岡指第538号、岡会第475号
令和2年4月1日岡組一第92号	令和3年3月24日岡務第255号
令和5年1月20日岡生企第32号	令和5年8月25日岡会第386号
令和6年3月26日岡生企第172号	令和6年11月28日岡生企第622号
令和7年5月29日岡務第479号	

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり警備業法に基づく命令に関する事務取扱要領を定め、本日から実施することにしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警備業法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領

第1 警察署長等の事務取扱い

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習等規則」という。）及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に基づく生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び所轄警察署長（以下「署長」という。）が行う事務は、岡山県公安委員会事務決裁規程（平成11年岡山県公安委員会規程第1号）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 警備業認定申請等の受理

署長は、次に掲げる申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、認定等に関する意見を付した進達書（様式第1号）に申請書の写しを添えて速や

かに進達しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の規定による警備業認定申請
- (2) 法第7条第1項の規定による認定の有効期間の更新申請
- (3) 府令第42条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証交付申請
- (4) 府令第63条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証交付申請
- (5) 検定規則第14条第1項の規定による合格証明書交付申請

第3 営業所設置届等の受理

署長は、次に掲げる申請書等を受理したときは、申請書（届出書・申込書）及び添付書類の記載事項の適否を調査し、進達書（様式第2号）に申請書（届出書・申込書）の写しを添えて速やかに進達しなければならない。ただし、岡山県警察関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第72号。以下「手数料条例」という。）の規定による手数料を徴収する必要がない申請には、進達書に申請書の正本を添えて進達すること。

- (1) 法第9条の規定による営業所設置届
- (2) 法第10条第1項の規定による警備業の廃止届
- (3) 法第11条第1項の規定による警備業の変更届
- (4) 法第11条第3項の規定による都道府県内廃止届
- (5) 法第12条第2項に規定する内閣府令で定める事項を記載した死亡等に係る届出書
- (6) 法第16条第2項の規定による服装届
- (7) 法第16条第3項の規定による服装の変更届
- (8) 法第17条第2項の規定による護身用具届又は護身用具変更届
- (9) 法第40条の規定による機械警備業務開始届
- (10) 法第41条の規定による機械警備業務の廃止又は変更届
- (11) 府令第43条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換申請
- (12) 府令第43条第3項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請
- (13) 府令第63条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換申請及び再交付申請
- (14) 講習等規則第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習受講申込
- (15) 講習等規則第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請
- (16) 講習等規則第12条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請

- (17) 講習等規則第13条の規定による機械警備業務管理者講習受講申込
- (18) 検定規則第9条第1項の規定による検定申請
- (19) 検定規則第12条第1項の規定による成績証明書の書換申請
- (20) 検定規則第12条第2項の規定による成績証明書の再交付申請
- (21) 検定規則第15条第1項の規定による合格証明書の書換申請
- (22) 検定規則第15条第3項の規定による合格証明書の再交付申請

第4 通知書等の交付

署長は、次に掲げる通知書、合格証明書、資格者証、受検票及び成績証明書の送付を受けたときは、速やかに当該警備業者等に交付しなければならない。

- (1) 法第5条第3項に規定する通知書（欠格の条件）
- (2) 法第7条第3項に規定する通知書（欠格の条件）
- (3) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証
- (4) 法第22条第5項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（書換え）
- (5) 法第22条第6項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（再交付）
- (6) 法第23条第4項に規定する合格証明書
- (7) 法第23条第5項に規定する合格証明書（書換え又は再交付）
- (8) 法第42条第2項に規定する機械警備業務管理資格者証
- (9) 法第42条第3項に規定する機械警備業務管理資格者証（書換え又は再交付）
- (10) 講習等規則第7条第1項に規定する指導教育責任者講習修了証明書
- (11) 講習等規則第7条第2項に規定する指導教育責任者講習修了証明書（再交付）
- (12) 講習等規則第12条第1項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書
- (13) 講習等規則第12条第2項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書（再交付）
- (14) 検定規則第10条に規定する受検票
- (15) 検定規則第11条に規定する成績証明書
- (16) 検定規則第12条第1項に規定する成績証明書（書換え）
- (17) 検定規則第12条第2項に規定する成績証明書（再交付）
- (18) 検定規則第15条第1項に規定する合格証明書（書換え）
- (19) 検定規則第15条第3項に規定する合格証明書（再交付）

第5 警備業者台帳等の作成

- 1 生活安全企画課長は、警備業者台帳等を備え付け、次に掲げる方法により整理し、及び保存しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の規定による認定がなされたときは、警備業者台帳（法第4条関係）（様式第4号）を作成すること。
 - (2) 法第9条の規定による営業所の設置届出の進達を受理したときは、警備業者台帳（法第9条関係）（様式第5号）を作成すること。
 - (3) 法第40条の規定による機械警備業務開始の届出の進達を受理したときは、機械警備業者台帳（様式第6号）を作成すること。
 - (4) 法第7条第3項の規定による認定の有効期間が更新されなかったとき又は法第8条の規定により認定を取り消されたとき及び法第10条第1項又は第41条の規定により警備業等の廃止に係る届出の進達を受理したときは、(1)から(3)までに定める台帳からこれを削除し削除簿に編冊すること。
 - (5) 法第22条第2項又は第42条第2項の規定により警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の交付の決定がなされたときは、警備員指導教育責任者資格者証交付台帳又は機械警備業務管理者資格者証交付台帳（様式第7号）を作成すること。
 - (6) 法第7条第2項の規定により認定の有効期間が更新されたとき又は法第11条第1項（法第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）及び第41条の規定により届け出るべき事項の変更等の届出の進達を受理したときは、(1)から(3)までに定める台帳に所定事項を記入すること。
 - (7) 法第46条に規定する報告の徴収、法第47条に規定する立入検査、法第48条に規定する指示、法第49条に規定する営業の停止等の処分を行ったときは、その処分内容を警備業者台帳又は機械警備業者台帳に記入すること。
- 2 署長は、警備業者台帳等を備え付け、次に掲げる方法により整理、保存しなければならない。
- (1) 法第5条第2項の規定による認定がなされたときは、警備業者台帳（法第4条関係）を作成すること。
 - (2) 法第9条の規定による営業所の設置届出を受理したときは、警備業者台帳（法第9条関係）を作成すること。
 - (3) 法第40条の規定による機械警備業務開始の届出を受理したときは、機械警備業者台帳を作成すること。
 - (4) 法第7条第3項の規定による認定の有効期間が更新されなかったとき又は法第8条の規定により認定を取消されたとき及び法第10条第1項又は第41条の規定により警備

業等の廃止に係る届出を受理したときは、(1)から(3)までに定める台帳からこれを削除し削除簿に編冊すること。

(5) 法第7条第2項の規定により認定の有効期間が更新されたとき又は法第11条第1項（法第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）及び第41条の規定により届け出るべき事項の変更等の届出を受理したときは、台帳に所定事項を記入すること。

(6) 法第46条に規定する報告の徴収、法第47条に規定する立入検査、法第48条に規定する指示、法第49条に規定する営業の停止等の処分を行ったときは、その処分内容を警備業者台帳又は機械警備業者台帳に記入すること。

第6 編冊の方法

警備業者及び機械警備業者に係る申請書及び届出書は、警備業者ごとに受理の順に編冊し、認定番号の順に保管しなければならない。

第7 受理番号の記載要領

申請書等の受理番号の記載要領については、別表「受理番号記載要領」によることとする。

第8 違反検挙の報告

署長は、法令に違反した者を検挙したときは、速やかに生活安全企画課長に通報するとともに、警備業法違反検挙報告（様式第8号）に関係書類を添えて報告しなければならない。

第9 行政処分の上申

署長は、法第48条の規定による指示処分を必要とするものがあるときは、指示上申書（様式第9号）に、法第8条の規定による警備業認定の取消し、法第22条第7項（法第23条第5項又は第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による資格者証返納命令又は合格証明書返納命令及び法第49条の規定による営業停止（廃止）命令を必要とするものがあるときは、行政処分上申書（様式第10号）に証拠書類を添えて、速やかに上申しなければならない。

第10 手数料徴収の取扱い

署長は、手数料条例に定める手数料を徴収したときは、申請書又は申込書に徴収額等が確認できるものを貼付させるものとする。

第11 文書の保存

文書の保存については次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
進達書（様式第1号（警備業の認定申請、認定有効期間の更新申請））	生活安全企画課	長期
進達書（様式第1号（警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証交付申請、合格証明書交付申請））	生活安全企画課	5年
進達書（様式第2号（営業所設置届、変更届、服装届、護身用具届、服装又は護身用具変更届、機械警備業務開始届、機械警備業務変更（廃止）届）	生活安全企画課	長期
進達書（様式第2号（警備業の廃止届、都道府県内廃止届））	生活安全企画課	5年
進達書（様式第2号（警備員指導教育責任者資格者講習又は機械警備業務管理者資格者受講申込、警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証再交付申請、警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証書換申請、検定申請、成績証明書書換申請、成績証明書再交付申請、合格証明書書換申請、合格証明書再交付申請））	生活安全企画課	3年
警備業者台帳（様式第4号、第5号）及び機械警備業者台帳（様式第6号）	作成した警察署及び生活安全企画課	長期
警備員指導教育責任者資格者証交付台帳及び機械警備業務管理者資格者証交付台帳	生活安全企画課	長期
認定申請書又は認定更新申請書の写し	受理した警察署	長期
営業所設置等届出書の写し	受理した警察署	長期
警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の写し、機械警備業務管理者資格者証交付申請書の写し	受理した警察署	5年
合格証明書交付申請書の写し	受理した警察署	5年
警備業廃止届出書の写し	受理した警察署	5年
変更届出書の写し	受理した警察署	長期
都道府県内廃止届出書の写し	受理した警察署	5年
死亡等に係る届出書の写し	受理した警察署	5年

服装届出書の写し	受理した警察署	長期
護身用具届出書の写し	受理した警察署	長期
服装又は護身用具変更届出書の写し	受理した警察署	長期
機械警備業務開始届出書の写し	受理した警察署	長期
機械警備業務変更（廃止）届出書の写し	受理した警察署	長期
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証書換申請書の写し	受理した警察署	5年
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証再交付申請書の写し	受理した警察署	5年
警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習受講申込書の写し	受理した警察署	5年
検定申請書の写し	受理した警察署	5年
成績証明書書換申請及び成績証明書再交付申請	受理した警察署	3年
合格証明書書換申請及び合格証明書再交付申請	受理した警察署	5年
警備業法違反検挙報告	生活安全企画課	5年
警備業法違反検挙報告の写し	作成した警察署	5年
指示上申書	生活安全企画課	5年
指示上申書の写し	作成した警察署	5年
行政処分上申書	生活安全企画課	5年
行政処分上申書の写し	作成した警察署	5年